

月刊 社会保険 12

2021 VOL.85

一般社団法人
全国社会保険協会連合

新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、
借入金の元金返済を止め、資金繰りを守りポストコロナに向けた取組をサポートします！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

12月はハラスメント撲滅月間です！～ハラスメントのない職場を目指して～

厚生労働省からのお知らせ

【事業主の皆さまへ】「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

令和2年度 年金積立金の運用状況について -概要-

児童虐待は社会全体でかわり、解決していくべき問題です。

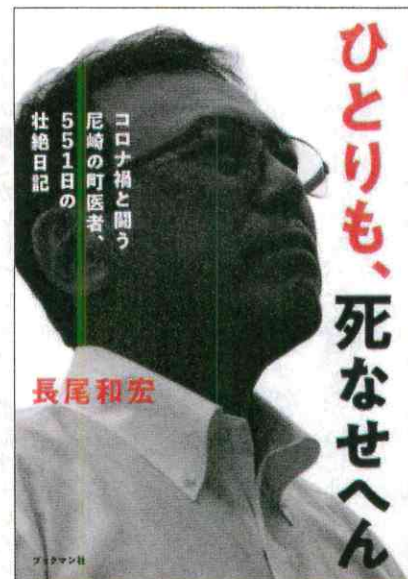
本書には、2020年1月より2021年8月までの長尾和宏医師のブログからコロナ関連の記述がまとめられている。

長尾氏は、兵庫県尼崎で4半世紀以上にわたり地域医療、訪問診療、緩和ケア、認知症ケアなどに取り組み、2500人以上を在宅で看取ってきた。2021年には長尾氏を追ったドキュメンタリー映画「けつたいな町医者」(監督・毛利安孝^{モリやすのり})と著作を原作とした映画「痛くない死に方」(監督脚本・高橋伴明^{たかばいめい})が上映されている。長尾氏は、早い時期からコロナ診療に携わり、600人のコロナ患者の自宅療養を支えてきた。600人から亡くなった人はいない。

著者が一貫して主張しているのは、「早期診断、即治療」の重要性である。

だからコロナ禍発生直後から、新型コロナウイルス感染症が「感染症法2類」に指定されたことに疑義を呈していた。2020年2月には「今後は町医者も関わられるように法改正すべき。具体的には感染症法2類からインフルエンザと同様に5類に下げろべき」、2020年3月には「感染者を犯罪者扱いするのは本気でやめよう。感染ルートを追うより早期診断のほつが大切だ」と主張している。

感染症対策の基本となる感染症法は、100年間施行された伝染病予防法を廃止して1998年制定された。新たな感染症法制定の必要性の一つとして「感染症患者に対して良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐ視点に立った感染症対策



書評



ひとりも、死なせへん

コロナ禍と闘う尼崎の町医者、
551日の壮絶日記

なが お かず ひろ
長尾 和宏 著

ブックマン社/1,650円(税込み)

が強調されていた(1997年厚生省公衆衛生審議会伝染病予防部会報告)。

だが、コロナに関して医療提供体制は十分整備されなかった。2021年6月には関西地区の第4波の経験を踏まえ、「日本の保健所は歴史を辿ると感染者の隔離が仕事です。昔は「隔離」以外に、手立てがなかったのです。しかし、現代は武器があります。保健所は命を救ってくれる病院を紹介してくれますだけです。感染者が膨大になるとその紹介機能も麻痺して自宅「放置」者が出ます。だから通常行っている開業医と病院の連携が必要なのです。それが2類相当→5類」と述べる。

また、在宅医療に携わってきた経験を踏まえ、コロナに関しても地域の医療・介護関係者の協力による地域包括ケアの重要性を繰り返し強調している。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を繰り返したところで、コロナの流行を抑えられないどころか、いつまでたっても医療ひっ迫が抑えられないことに、もはや多くの人が気付いている。また1年半以上も自粛を要求し続けることは、社会経済生活を破壊し、弊害が極めて大きいことも分かってきた。

コロナ医療に対し、保健所と指定医療機関だけに任せるのではなく、各地域の医療関係者が協力して対応していくという動きも出てきている。長尾氏の提言は影響を及ぼしているようだ。

(F・S)